

改正後

個⑥012 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書【二面】

二面

● この明細書は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について税抜経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）を採用している方が、平成 25 年分の課税仕入れ等の消費税額のうち、仕入税額控除をすることができない金額（控除対象外消費税額）と、その控除対象外消費税額に係る地方消費税の額に相当する金額との合計額（控除対象外消費税額等）で、資産に係るものがある場合や、平成 20 年、平成 21 年、平成 22 年、平成 23 年、平成 24 年に生じた繰延消費税額等がある場合で、所得税法施行令第 182 条の 2（資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入）の規定の適用を受けるときに使用します。

● この明細書に関する詳しいことは、税務署におたずねください。

● 平成 25 年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳

（④欄には消費税法第 30 条第 2 項（控除対象仕入税額の計算方法）及び同法第 37 条第 1 項（簡易課税制度）の規定を適用する前の仕入れに係る消費税額を、㊦欄にはこれらの規定を適用した後の仕入れに係る消費税額を書きます。）

	消 費 税 額	地方消費税相当額	計	
課税仕入れ等の税額等	④ 円	㊦ (④×⅓⅔)	㊧ (④+㊦)	円
控 除 対 象 仕 入 税 額 等	㊨	㊫ (㊨×⅓⅔)	㊬ (㊨+㊫)	

→ 一面の①欄に転記します。

→ 一面の②欄に転記します。

改正前

個⑥012 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書【二面】

二面

● この明細書は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について税抜経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）を採用している方が、平成 24 年分の課税仕入れ等の消費税額のうち、仕入税額控除をすることができない金額（控除対象外消費税額）と、その控除対象外消費税額に係る地方消費税の額に相当する金額との合計額（控除対象外消費税額等）で、資産に係るものがある場合や、平成 19 年、平成 20 年、平成 21 年、平成 22 年、平成 23 年に生じた繰延消費税額等がある場合で、所得税法施行令第 182 条の 2（資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入）の規定の適用を受けるときに使用します。

● この明細書に関する詳しいことは、税務署におたずねください。

● 平成 24 年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳

（④欄には消費税法第 30 条第 2 項（控除対象仕入税額の計算方法）及び同法第 37 条第 1 項（簡易課税制度）の規定を適用する前の仕入れに係る消費税額を、㊦欄にはこれらの規定を適用した後の仕入れに係る消費税額を書きます。）

	消 費 税 額	地方消費税相当額	計	
課税仕入れ等の税額等	④ 円	㊦ (④×⅓⅔)	㊧ (④+㊦)	円
控 除 対 象 仕 入 税 額 等	㊨	㊫ (㊨×⅓⅔)	㊬ (㊨+㊫)	

→ 一面の①欄に転記します。

→ 一面の②欄に転記します。